

令和2年度宅配便配達業務に係る一般競争入札公告

山梨県総務部行政経営管理課が発注する令和2年度宅配便配達業務に係る単価契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和2年2月5日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名及び予定数量 令和2年度宅配便配達業務の単価契約。予定数量は、仕様書のとおり。
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 山梨県総務部行政経営管理課

2 一般競争入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日の2年前の日から落札者決定までの間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 山梨県内に営業店を有し、次の入札参加資格を全て満たす者であること。
 - ア 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種（役務）の「運送業務」に登載されている者であること。
 - イ この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 全国規模で、本業務の遂行が可能な者であること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県総務部行政経営管理課 文書・情報公開担当 相原

電話 055-223-1413

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和2年2月17日(月)までの、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和2年2月25日(火)までの、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年3月25日(水) 午後1時30分

甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県庁北別館3階 労働委員会東側予備室

(5) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他入札に関する事項は入札心得(別紙)を確認すること。

4 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 違約金の有無 有

(6) その他詳細は入札説明書による。

(7) 本入札における落札の効果は、令和2年4月1日に令和2年度予算発効時において効力を生ずるものとする。